

大阪府立精神医療センター再編整備事業

実施方針

平成 20 年 8 月

地方独立行政法人大阪府立病院機構

《 目 次 》

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業に供される公共施設等の種類	1
(3)	公共施設等の管理者等の名称	1
(4)	事業目的等	1
(5)	事業方式	3
(6)	業務概要	3
(7)	事業期間	4
(8)	病院機構の支払いに関する事項	4
(9)	事業期間終了時の措置	5
(10)	事業に関連する法令等の遵守	5
2	特定事業の選定方法等に関する事項	5
(1)	選定基準	5
(2)	選定結果の公表	5
第2	入札参加者の募集及び落札者の決定に関する事項	5
1	入札参加者の募集及び落札者の決定方法	5
2	落札者決定の手順及びスケジュール（予定）	6
3	入札参加者等の備えるべき要件	6
(1)	入札参加者等の構成	6
(2)	入札参加者等に共通の要件	7
(3)	業務を行う者の資格等要件	10
(4)	入札書類の受付日以降の取り扱い	13
4	審査及び選定に関する事項	14
(1)	審査に関する基本的な考え方	14
(2)	落札者の決定・公表	14
(3)	落札者を決定しない場合	14
5	提出書類の取り扱い	14
(1)	著作権	14
(2)	特許権等	14
6	契約に関する基本的な考え方	14
(1)	基本協定及び事業契約の締結	14
(2)	SPC の設立	15
7	入札に伴う費用負担	15
第3	SPC の義務の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	リスク分担の考え方	15
(1)	リスク分担の基本的な考え方	15

(2)	予測されるリスクと責任分担	15
(3)	保険	15
2	SPCの義務の履行に関する事項	15
3	事業の実施状況のモニタリング	16
(1)	モニタリングの目的	16
(2)	モニタリングの方法と実施時期等	16
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1	立地に関する事項	16
2	土地に関する事項	16
3	規模及び配置に関する事項	17
(1)	現況	17
(2)	整備計画	17
第5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	18
1	事業の継続が困難となった場合の措置	18
(1)	SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
(2)	病院機構の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	19
2	金融機関と病院機構との協議	19
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3	その他支援に関する事項	20
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1	現地見学会（第1回）の開催	20
2	現地見学会（第2回）の開催	20
3	実施方針に対する質問等の受付及び回答の公表	20
(1)	実施方針に対する質問等の受付	20
(2)	実施方針に対する質問への回答・公表	21
(3)	実施方針の変更	21
4	情報提供	21
5	使用する言語、単位、通貨及び時刻	21
6	担当部署	21
[別紙1]	府立精神医療センター再編整備の考え方	22
[別紙2]	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抜粋）	23
[別紙3]	遵守すべき関係法令等	24
[別紙4]	地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（抜粋）	26

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪府立精神医療センター再編整備事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

病院、第一種自閉症児施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長 高杉 豊

(4) 事業目的等

ア 事業の必要性・目的

大阪府立精神医療センター（以下「府立精神医療センター」という。）は、大正15年4月の開設以来、公立の精神科病院として、時代の要請に応えつつ、府内精神科医療の拠点施設としての役割を果たしてきたところであり、平成18年度からは地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）が設置する精神科病院として、新たなスタートを切ったところである。

府立精神医療センターには、措置・応急入院患者や他の医療機関では対応困難な激しい問題行動を伴う難治症患者の受入など、行政的医療を中心に、精神科医療のセンターとしての機能を果たすことがますます強く求められているところである。しかしながら、現在の施設は築後約40年を経過し、老朽化、狭あい化、患者の療養環境の悪化が著しい。府立精神医療センターに求められる役割を果たしていくためには、施設の建替えが急務となっている。

本事業は、公的医療機関としての役割や医療の質の向上の要請を踏まえ、保護室・個室の増室など、重症患者の受入れ機能を拡充するとともに、患者の立場に立った良好な療養環境の整備を目指し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的かつ効果的な建替整備等を行うものである。

また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく病棟についても、併せて整備を行う。

府立精神医療センター再編整備の考え方は、別紙1のとおりである。

イ 事業の経緯

(ア) 府立精神医療センターの役割

少子高齢化の急速な進展や疾病構造の変化などに伴う府民ニーズの高度化・多様化、府の財政状況の改善等を踏まえ、大阪府では専門家の意見を求めつつ、府立の病院が果たすべき

役割を検討してきた。

平成 14 年 9 月の大阪府衛生対策審議会答申「今後の府立の病院のあり方、果たすべき役割について」において、府立の病院は「広域的行政医療」を担うべきであり、その中で中宮病院（現府立精神医療センター）については、精神医療のセンター機能を果たすべきこと、そのためには病院の建替えが必要であることが示された。

上記答申を受けて、大阪府は平成 15 年 3 月に、「診療機能の重点化と明確化」、「医療機関の役割分担と連携」を基本方向とする「府立の病院改革プログラム：診療機能の見直し編」を策定した。この中で、中宮病院（現府立精神医療センター）については、精神医療のセンター機能を果たすため、重症患者の受入れ機能を拡充すること、施設の老朽化・狭あい化の改善と療養環境の向上を図るため、病院の建替えのための取り組みを着実に進めることとした。

大阪府衛生対策審議会答申「今後の府立の病院のあり方、果たすべき役割について」（抜粋）

基本方向（中宮病院）

- 中宮病院は、精神医療のセンター機能を果たすべき。
- このため、措置患者や激しい問題行動を伴う難治症例など治療・看護に困難を伴う症例の受入機能を拡充すべき。また、治療法や教育への配慮など共通する側面の多い児童期部門と思春期部門が連携して効率的・効果的に専門的医療を提供できる機能の整備や関連機関との連携の一層の強化を図ることが望ましい。こうした機能の整備を通じて、モデル的な治療法の開発・提供など、府域の精神医療水準の向上に資するような取組も検討すべき。
- 民間医療機関では対応が困難な患者を継続的に受け入れていくためには、施設の老朽化・狭隘化の改善と療養環境の向上を図ることが必須条件と考えられるため、病院の建替えを実施することが必要である。

大阪府「府立の病院改革プログラム：診療機能の見直し編」（抜粋）

診療機能の見直し（中宮病院）

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく都道府県立精神病院として、同法に基づく措置入院、応急入院などの行政的医療や、他の医療機関においては治療や看護が困難な難治症例への対応を重点的に行う一方、他の医療機関で対応可能な患者については転院を促進する。
- 他の医療機関において十分な対応が難しい児童・思春期の精神医療については、引き続き必要な役割を果たすとともに、関係機関との連携、治療や療育に関する知識、技術等の普及に努める。
- これらの取組を効率的・効果的に推進するため、対象患者別に部門を設け対応を行うとともに、老朽化・狭隘化した施設の建替えのための取組を着実に推進する。

なお、府立精神医療センターは、平成 17 年 7 月に医療観察法が施行されたことに伴い、平成 19 年 9 月に、同法に基づく「指定入院医療機関」及び「指定通院医療機関」の指定を受け、現在、医療観察病床 5 床を運営している。

(4) 運営形態

平成 17 年 3 月には、「府立の病院改革プログラム：運営形態の見直し編」を策定し、府立の病院が公的使命を将来にわたって継続的に果たしていくために、地方独立行政法人化することとし、平成 18 年 4 月 1 日、地方独立行政法人大阪府立病院機構を設立した。

(5) 事業方式

大阪府立精神医療センター再編整備事業（以下「本事業」という。）は、本事業で選定された民間事業者が設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）により府立精神医療センターの設計・建設を行った後、病院機構にその所有権を移転し、維持管理・運営期間中に係る維持管理・医療関連サービス業務等を遂行する方式(BTO, Build-Transfer-Operate 方式)により実施する。

(6) 業務概要

SPC が実施する業務は次のとおりとする。なお、詳細は、追って公表する業務要求水準書(案)に示す。

ア 施設整備業務

SPC は、施設整備業務として、次の(ア)から(ウ)の業務を行う。

- (ア) 施設整備業務（改修の対象となる既存施設及び仮設施設を含む。）
 - a 調査・対策業務
 - b 申請等の手続き業務
 - c 設計業務
 - d 工事監理業務
 - e 建設業務
 - f 解体撤去業務
- (イ) 備品調達業務（医療機器は除く。）
- (ウ) 移転引越業務（改修した既存施設及び仮設施設への移転を含む。）

新病院施設の建設は、現病院の運営を継続しながら、現在の病院敷地の中央部から南西側を建設用地として実施する。なお、建設に当たっては、管理棟、第7病棟など、建設期間中も継続使用する建物以外は、提案により、代替機能を確保した上で先行撤去が可能なものとする。

（別添資料4 仮病棟等想定計画図、別添資料5 ゾーニング図参照）

主な先行撤去可能建築物	仮病棟等 [※] で代替の確保が必要な機能	機能維持の方法
第6病棟	なし	
第8病棟	成人病棟 41床	第5病棟を改修
第10病棟	デイケアセンター	仮設施設を建設
	霊安室	仮設施設を建設
作業療法センター	作業療法	仮設施設を建設
売店棟	売店	仮設施設を建設
	患者家族会事務所	仮設施設を建設
レクリエーション療法センター	なし	
託児所	なし	

※仮病棟等とは、既存施設のうち代替機能を確保する為に改修した部分及び代替機能を確保する為の仮設施設（想定案では、前者が第5病棟、後者が仮設デイケア棟及び仮設霊安棟、仮設作業療法棟、仮設売店棟、仮設患者家族会事務所棟）を指す。

イ 維持管理・医療関連サービス業務等

SPC は、維持管理・医療関連サービス業務等として、次の(ア)から(ウ)の業務を行う。

(ア) 維持管理業務（仮病棟等に係る維持管理は、病院機構が実施する。）

- a 建築物保守・点検、修繕・更新業務
- b 建築設備保守・点検、修繕・更新業務
- c 外構保守・点検、修繕・更新業務
- d 環境衛生管理業務
- e 警備業務
- f 植栽管理業務

※ 要求水準を満たすために必要な修繕・更新はその規模にかかわらず、全て、本事業の範囲とし、SPC が行うこととする。

(イ) 医療関連サービス業務

- a 食事提供業務
- b 医療ガス保守点検業務
- c 洗濯業務
- d 医事業務

(ウ) その他業務

- a 電話交換業務
- b 利便サービス提供業務（売店運營業務、自動販売機運營業務、コインランドリー業務、患者の私物洗濯業務及び喫茶運營業務（提案）。独立採算とする。なお、売店は平成 23 年 1 月 1 日より SPC が運営することとする。）

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結の日から平成 40 年 3 月末日までとする。概ねのスケジュールは、次のとおりである。

スケジュール（予定）	内容
平成 22 年 2 月	事業契約の締結
平成 23 年 1 月 1 日	売店運營業務の開始
提案による時期	仮病棟等の引渡し
平成 24 年 12 月 1 日	新病院施設の引渡し
12 月 1 日 ～ 平成 25 年 2 月 28 日	維持管理業務の開始 開院準備
平成 25 年 3 月 1 日	開院
8 月 31 日	医療関連サービス業務等の開始
平成 40 年 3 月 31 日	外構等の引渡し・解体撤去業務の完了 P F I 事業の終了

(8) 病院機構の支払いに関する事項

病院機構が SPC に対して支払う対価は、施設整備業務及び維持管理・医療関連サービス業務等の対価からなる。なお、病院機構は一括払いの財源として、大阪府からの長期借入金を充当

する予定である。

施設整備業務の対価については、SPC から病院機構へ新病院施設の所有権が移転される時に、その大部分（主として建設、実施設計、工事監理に係る費用）を一括で支払い（以下「一括払い」という。）、一括払いの対象とならない部分（主として既存施設の解体撤去に係る費用）については、維持管理・運営期間中に 5 年間で割賦払いを行う。ただし、医療観察病棟に関する施設整備業務の対価については、各会計年度における当該業務の出来高額に応じた費用を支払う（病院機構は財源として、全額国の負担金を充当する予定である。）。

維持管理・医療関連サービス業務等の対価については、維持管理・運営期間中、事業期間終了まで毎年支払う。

なお、支払い方法の詳細については、入札説明書等に示す。また、地方独立行政法人法の関連条文の抜粋を、別紙 2 に示す。

(9) 事業期間終了時の措置

病院機構は、事業期間の終了時に府立精神医療センターの施設が良好な状態に保たれていることを確認し、維持管理・医療関連サービス業務等を SPC から引き継ぐ。

なお、詳細については、入札説明書等に示す。

(10) 事業に関連する法令等の遵守

SPC は、本業務の実施に当たり、必要とされる関係法令等を遵守しなければならない。

なお、遵守すべき関係法令等は別紙 3 及び入札説明書等に示す。

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定基準

病院機構は、P F I 法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）等を踏まえ、P F I 法第 6 条の規定に基づき、本事業を特定事業に選定する。

(2) 選定結果の公表

病院機構は、本事業を特定事業に選定した場合は、評価の内容とあわせて、病院機構のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載等により速やかに公表する。

また、特定事業に選定しなかった場合にあっても同様とする。

第2 入札参加者の募集及び落札者の決定に関する事項

1 入札参加者の募集及び落札者の決定方法

病院機構は、透明性及び公平性の確保に留意しながら、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募する。

落札者の決定に当たっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する

総合評価一般競争入札（地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第14条）に付することとして、その旨をホームページ等への掲載により公表する。

2 落札者決定の手順及びスケジュール（予定）

落札者決定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

スケジュール（予定）	内容
平成20年 8月中旬	実施方針に対する質問等の受付
9月上旬	実施方針に対する質問等の回答の公表
10月下旬	業務要求水準書（案）、落札者決定基準（案）、基本協定書（案）及び事業契約書（案）の公表
11月上旬	現地見学会（第1回）の開催 業務要求水準書（案）、落札者決定基準（案）、基本協定書（案）及び事業契約書（案）に対する質問等の受付
12月上旬	業務要求水準書（案）、落札者決定基準（案）及び事業契約書（案）に対する質問等の回答の公表
12月下旬	特定事業の選定・公表
平成21年 1月頃	入札公告、入札説明書等（予定価格を含む。）の公表
1月頃	入札説明書等の説明及び現地見学会（第2回）の開催
1月頃	入札説明書等に対する質問等の受付
3月頃	入札説明書等に対する質問等の回答の公表
9月頃	入札書類（入札参加表明書、入札参加資格確認申請書及び提案書を含む。）の受付
11月頃	落札者の決定及び公表
11月頃	落札者との基本協定の締結
平成22年 2月頃	SPCとの事業契約の締結

3 入札参加者等の備えるべき要件

入札参加者及び協力企業（以下「入札参加者等」という。）の備えるべき要件等（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりである。

なお、「協力企業」とは、参加企業（以下に定める。）又は参加グループ（以下に定める。）以外の者で、事業開始後、SPCから本事業に係る業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。

(1) 入札参加者等の構成

ア 入札参加者は、単独の企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。参加グループは、当該グループを統括する一の企業（以下「代表企業」という。）及び構成員から成る。参加グループにあつては、代表企業が入札手続きを行うものとする。

イ 入札参加者の中には、建築一式工事を行う企業が少なくとも1者以上含まれるものとする。

ウ 入札参加者は、協力企業の協力を得ることができる。入札参加者は、入札参加者等を構成す

る企業を入札書類（入札参加表明書、入札参加資格確認申請書及び提案書を含む。以下同じ。）提出時に明らかにするものとする。ただし、植栽管理業務、電話交換業務、売店運営業務、自動販売機運営業務、コインランドリー業務及び喫茶運営業務を行う企業について入札書類提出時に未定の場合は、かかる業務を担当する企業として代表企業名を記載し、かかる業務を担当する企業が未定であることを明らかにしたうえで、病院機構の指示に従って適切な時期に入札参加者等を構成する企業の変更届を提出することにより決定することも可能とする。

- エ 入札参加者等を構成する企業及びかかる企業と相互に資本面又は人事面において関連のある者は、他の入札参加者等を構成する企業になることはできないものとする。ただし、設計業務、工事監理業務及び建設業務のいずれも行わない協力企業及びかかる協力企業と相互に資本面又は人事面において関連のある者で、落札者が設立する SPC への出資を予定しない者については、他の入札参加者の協力企業になることができるものとする。

「資本面において関連のある者」とは、ある企業が、直接又は間接に、他の企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合における、当該企業と他の企業をいい、「人事面において関連のある者」とは、ある企業の代表権を有する役員が他の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合における、当該企業と他の企業をいう（以下（1）オ並びに（2）ソ及びタにおいて同じ。）。

- オ 入札参加者等のうちの二者が、本事業における各業務を複数兼ねて実施することは妨げないものとし、また、業務範囲を明確にした上で入札参加者等の間で、一の業務を分担することは差し支えないものとする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、工事監理業務と建設業務を実施することはできないものとする。

- カ 入札書類の受付日以降、事業契約締結の日まで、入札参加者等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更（以下「入札参加者等の変更等」という。）を認めない。ただし、[上記ウただし書きに記載する場合のほか、参加企業又は代表企業の変更以外の入札参加者等の変更等については、当該入札参加者等の変更等が入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できた場合は、病院機構の裁量により、当該入札参加者等の変更等を認める。

(2) 入札参加者等に共通の要件

入札参加者等は、入札書類の受付日において次の要件を満たしていること。

- ア 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）成年被後見人

- （イ）民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号、以下

- 「改正前民法」という。) 第 11 条に規定する準禁治産者
- (ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (エ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- イ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 4 項各号（別紙 4 に示す。）の規定に該当しない者であること。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 255 条第 1 項の規定により復権した場合にあっては、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合には、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- キ 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ク 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ケ 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- コ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- サ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- シ 大阪府建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- ス 大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- セ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- ソ 本事業のアドバイザー業務に関与している者又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に関与している者は以下のとおりである。
 - 財団法人 日本経済研究所
 - 株式会社 伊藤喜三郎建築研究所
 - 株式会社 病院システム
 - 西村あさひ法律事務所
- タ 4(1)に定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- チ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 32 年法律第 54 号）違反による勧告若しくは告発等、入札参加者又は協力企業としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。

- ツ 病院機構から損害賠償請求を受けていない者（入札書類の受付日以前に請求を受け、入札書類の受付日において、損害賠償金を納付していない者を含む。）であること。

(3) 業務を行う者の資格等要件

入札参加者等は、入札書類の受付日において次の要件を満たしていること。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たしていること。

なお、複数の設計企業で業務を分担する場合は、それぞれの設計企業が、次の要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 次の a 及び b の要件を満たす一級建築士で設計業務の技術上の管理及び総括を行う管理技術者を専任で配置できること。
 - a 設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者。
 - b 平成 11 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に精神病床 300 床以上の病院の設計を行った実績を有する者であること。ただし、当該病院は、入札書類の受付日において、完工又は工事中であるものに限る。

イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たしていること。

なお、複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、それぞれの工事監理企業が次の要件を満たしていること。

- (ア) ア (ア) の登録を行っていること。
- (イ) 次の a 及び b の要件を満たす建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項に規定する工事監理者を専任で配置できること。
 - a 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者
 - b 平成 11 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に完工した 300 床（精神病床に限らない。）以上の病院の建築一式工事について工事監理を行った実績を有する者であること。

ウ 建設業務を行う者

建設業務を行う者（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たしていること。

- (ア) 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事（以下「建築一式工事」という。）を担当する建設企業は、次の a から f までの要件を満たしていること。ただし、c、d 及び e については、複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合にあっては、そのうちの少なくとも一者が満たしていること。なお、建設企業が代表企業となる場合、当該代表企業は、a から f までの要件を全て満たすこと。
 - a 建築一式工事について「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を本

事業の入札書類の受付日までに受けていること。

- b 建築一式工事について、入札書類の受付日より起算して1年7ヶ月以前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。
- c bに規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、1,200点以上であること。
- d 平成11年4月1日から入札書類の受付日までの期間に300床（精神病床に限らない。）以上の病院の建築一式工事について完工した実績を有すること。

当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたものとする。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。

- e 次に掲げる基準を満たす建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置することができること。
 - (a) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者。
 - (b) 平成11年4月1日から入札書類の受付日までの期間に完工した300床（精神病床に限らない。）以上の病院の建築一式工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。
 - (c) 建設業法第27条の18の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証（建設工事業に係るものに限る。）の交付を受けている者で、建築一式工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に3か月以上の雇用関係があること。
- f 財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、ISO9001:2000の認証を受けていること。
- (i) (ア)の建築一式工事を担当する建設企業以外の者に建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事業の種類のうち電気工事（以下「電気工事」という。）を担当させる場合、当該電気工事を担当する建設企業は、次のaからeまでの要件を満たしていること。ただし、c及びdにおいては、複数の建設企業が共同で電気工事を行う場合にあつては、そのうちの少なくとも一者が満たしていること。

- a 電気工事について「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を入札書類の受付日までに受けていること。
- b 電気工事について、入札書類の受付日より起算して1年7ヶ月以前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けた者であること。
- c 平成11年4月1日から入札書類の受付日までの期間に300床（精神病床に限らない。）以上の病院の電気工事について、完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人又は一次下請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。
- d 次に掲げる基準を満たす建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置することができること。
 - (a) 一級電気工事施工管理技士又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者。

- (b) 平成 11 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に完工した 300 床（精神病床に限らない。）以上の病院の電気工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。
 - (c) 建設業法第 27 条の 18 の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、電気工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。
 - e J A B 又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、I S O 9001 : 2000 の認証を受けていること。
- (ウ) (ア) の建築一式工事を担当する建設企業以外の者に建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち管工事（以下「管工事」という。）を担当させる場合、当該管工事を担当する建設企業は、次の a から e までの要件を満たしていること。ただし、c 及び d においては、複数の建設企業が共同で管工事を行う場合にあっては、そのうちの少なくとも一者が満たしていること。
- a 管工事について「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を本事業の入札書類の受付日までに受けていること。
 - b 管工事について、入札書類の受付日より起算して 1 年 7 ヶ月以前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けた者であること。
 - c 平成 11 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に 300 床（精神病床に限らない。）以上の病院の管工事について、完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人又は一次下請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたもので、共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20% 以上であるものに限る。
 - d 次に掲げる基準を満たす建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置することができること。
 - (a) 一級管工事施工管理技士又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者。
 - (b) 平成 11 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に完工した 300 床（精神病床に限らない。）以上の病院の管工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。
 - (c) 建設業法第 27 条の 18 の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、管工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。
 - e J A B 又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、I S O 9001 : 2000 の認証を受けていること。

エ 解体撤去業務を行う者

解体撤去業務を行う者は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土木工事業にかかる特定建設業の許可を受けていること。

オ 維持管理・医療関連サービス業務等を行う者

維持管理・医療関連サービス業務等のうち、下記の業務を行う者は、「平成 21・22 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格登録業者名簿」（平成 20 年 11 月中旬以降に大阪府契約局において受付予定。）に登録されていること。一の業務を複数の企業で分担する場合は、それぞれの企業が登録されていること。

（参考）平成 19・20 年度の場合の業種分類、種別コードは下記のとおり。

本事業における業務名	「平成 19・20 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格登録業者名簿」における業務種別中分類・小分類・種別コード
警備業務	警備（施設警備）066
食事提供業務	給食・配膳作業（病院給食）127
洗濯業務	医療機器賃貸（基準寝具等）162
医事業務	医療事務（医療事務）124

大阪府競争入札参加資格審査に関する問合せ先及び申請場所

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目（大阪府庁分館 6 号館）

大阪府契約局契約第二課調整グループ（TEL 06（6941）0351 内線 5344）

(4) 入札書類の受付日以降の取り扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者等が、入札書類の受付日以降に入札参加資格要件を満たさなくなった場合、参加企業又は代表企業は、病院機構に対し、その旨を速やかに報告するものとし、その後の対応は、次のとおりとする。

ア 入札書類の受付日から落札者の決定の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合には、失格とする。ただし、当該入札参加者等が、代表企業以外の構成員又は協力企業（以下「構成員等」という。）である場合で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又は実施する業務の変更（以下、本アにおいて「変更等」という。）により、当該変更等の後の入札参加者等が入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できたときは、病院機構の裁量により、当該変更等を認め、入札参加者等を失格としないものとする。

イ 落札者の決定の日の翌日から事業契約締結の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合は、病院機構の裁量により、事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある。これにより事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行っても、病院機構は、一切の責めを負わない。

ただし、当該入札参加者等が、構成員等である場合で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又は実施する業務の変更（以下、本イにおいて「変更等」という。）により、当該変更等の後の入札参加者等が入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できたときは、病院機構の裁量により、当該変更等を認めるものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

提案の審査に当たっては、学識経験者等で構成する「大阪府立精神医療センター再編整備事業に係る選定事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。病院機構は、この審査結果に基づき落札者を決定する。

また、審査委員会委員への問い合わせや働きかけについては一切を禁止する。審査の公正を損なう行為をした入札参加者等は失格とする。

(2) 落札者の決定・公表

病院機構は、審査委員会の審査結果に基づき落札者を決定する。

落札者を決定した場合は、その結果をホームページ等で公表する。

病院機構は、落札者が設立する SPC と入札説明書に基づき契約手続きを行う。ただし、SPC に起因する事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 19 条 第 3 項の規定により総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

(3) 落札者を決定しない場合

入札参加者の募集、審査・決定において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を P F I 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととする。

特定事業の選定を取り消した場合は、ホームページ等で公表する。

5 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、病院機構は、審査結果等の公表、本事業に関する報告等のために、入札参加者から提出された提案書などの書類を無償で使用することができるものとする。

なお、入札参加者から提出された提案書などの書類は入札参加者に返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、法令その他の規定に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負う。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定及び事業契約の締結

病院機構は、落札者との間で、事業契約の締結に向けた基本的な事項に係る協定（以下「基

本協定」という。)を締結した後、落札者が設立する6(2)のSPCと、事業契約を締結する。なお、基本協定書(案)及び事業契約書(案)については業務要求水準書(案)とともに公表する予定である。

(2) SPC の設立

病院機構と基本協定を締結した落札者で病院機構と事業契約の締結を予定する者は、事業契約締結予定日までに、本事業を遂行するSPCを設立するものとする。

当該SPCは、本事業を遂行することのみを目的とするものとし、参加企業又は代表企業及び構成員は当該SPCに出資するものとする。参加企業又は代表企業及び構成員は、本事業が終了するまで当該SPCの株式を保有するものとし、担保権等の設定、譲渡その他一切の処分を行ってはならない。ただし、病院機構が書面により事前に承諾した場合は、この限りではない。

落札者が保有する当該SPCの株主総会における議決権は、総株主の議決権の全体の50%を超えるものとし、落札者以外の者が保有する議決権は、SPCの株主総会における議決権保有者中最大の割合とならない。

当該SPCの本店は、大阪府内に置くものとする。

7 入札に伴う費用負担

入札参加者に生ずる本入札への参加にかかる費用は、すべて入札参加者の負担とする。

第3 SPC の義務の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成12年3月13日総理府告示第11号)に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考えに基づき、病院機構とSPCの間でリスクを分担する。

(2) 予測されるリスクと責任分担

病院機構とSPCとのリスクの分担の概要は、「想定されるリスク分担(案)」(別添資料1)に示すとおりとする。詳細については、入札説明書等に示す。

(3) 保険

病院機構は、SPCが本事業の遂行に当たり必要な保険を付保することを求める。詳細については入札説明書等に示す。

2 SPC の義務の履行に関する事項

SPCは、事業契約に従い、誠意をもって義務を履行する。

なお、本事業の履行を確保するため、SPC は事業契約締結に当たり、割賦金利相当額を除く施設整備費相当額の 100 分の 10 以上の金額について、以下のいずれかの方法により事業契約の保証を行う。詳細については、入札説明書等に示す。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金に代わる担保の提供
- ・ 病院機構を被保険者とする履行保証保険の締結
- ・ 構成員等による SPC を被保険者とする履行保証契約の締結
- ・ 公共工事履行保証証券による保証の付保

3 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

病院機構は、SPC が本事業の各業務を適正かつ確実に実施していることを確認するため、業務要求水準書に定める業務要求水準の達成状況や SPC の財務状況についてモニタリングを行う。

(2) モニタリングの方法と実施時期等

本事業の業務に対するモニタリングは、それぞれの業務の各段階で適切な方法により行う。モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等に示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

施設の立地に関する基本的な条件は次のとおりである。

名 称	大阪府立精神医療センター
所 在 地	大阪府枚方市宮之阪三丁目 16 番 21 号 「位置図」(別添資料 2 参照)
土 地 の 所 有 者	地方独立行政法人大阪府立病院機構
敷 地 面 積	全体敷地 約 103,100 m ² (本院部分 (計画敷地) 約 84,840 m ² 、松心園部分約 18,260 m ²) うち、建設用地 約 71,350 m ²
都市計画規制等	
用途地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
高度地区	第二種高度地区
日影規制	5m (4 時間)、10m (2.5 時間) 測定面：平均地盤面から 4m の高さ
前 面 道 路	府道枚方茨木線 (幅員 約 9.5m) ※都市計画による拡幅計画 (幅員 22m) あり
そ の 他 の 条 件 等	計画敷地の一部が「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定を受けているが、建設用地の主要部分について、試掘調査済み。

2 土地に関する事項

病院機構は、施設整備業務の実施に際し、本事業の用に供する土地を、PFI 法第 12 条第 2 項の規定により、SPC に無償で使用させる。

3 規模及び配置に関する事項

規模等の概要は次のとおりとし、詳細については、入札説明書等に示す。

(1) 現況

既存施設の主要な建物等の現況は以下のとおり。現況図については別添資料3に示す。

施設名	竣工年次	構造	延べ面積
【本院部分】			26,157.27 m ²
管理棟	S42	RC 4階/地下1階	4,271.60 m ²
第1病棟	S40	RC 3階	2,049.72 m ²
第2病棟	S41	RC 2階	1,619.94 m ²
第3病棟	S41	RC 2階	1,568.00 m ²
第5病棟	S41	RC 2階	1,568.00 m ²
第6病棟	S42	RC 2階	1,568.00 m ²
第7病棟	S42	RC 2階	1,653.92 m ²
第8病棟	S43	RC 2階	1,655.84 m ²
第10病棟	S43	RC 2階/地下1階	1,792.00 m ²
サービス棟	S41	RC 1階/地下1階	2,155.38 m ²
電気室棟	S63	RC 2階/地下1階	224.07 m ²
レクリエーション療法センター	S43	RC 2階/地下1階	930.56 m ²
作業療法センター	S43	RC 2階	2,023.10 m ²
渡り廊下	S40～43	軽量鉄骨 1階/地下1階	2,211.57 m ²
その他(売店棟等)	—	—	865.57 m ²
【松心園部分】			5,924.36 m ²
松心園(自閉症児施設)	S46	RC 2階	2,349.29 m ²
看護師寄宿舎(第1寮)	S40	RC 2階	562.12 m ²
寄宿舎(第2寮)	S43	RC 2階	406.08 m ²
看護婦宿舎(第3寮)	S46	RC 3階	628.59 m ²
寄宿舎新寮(第4寮)	S49	RC 4階	1,008.00 m ²
公舎(2階)	S43	RC 2階	406.28 m ²
医師公舎(4階)	S46	RC 4階	564.00 m ²
合計			32,081.63 m ²

(出典：病院機構定款別表2)

(2) 整備計画

ア 整備する部門

	部門名	主な機能	延べ面積	
病院施設	本館棟	外来診療部門	一般外来、薬物専門外来、救急外来、地域医療連携、デイケア、医事、薬局	約 28,500 m ²
		中央診療部門	X線検査、臨床検査(生理・検体)、臨床心理、歯科診療(入院患者が対象)、作業療法(体育館を含む。)	
		管理部門	事務局、医務局、看護部	
		サービス・供給部門	サービス、栄養管理(給食)、物品供給管理、エネルギー	
	成人棟	成人病棟部門	緊急救急病棟、高度ケア1～4病棟、総合治療1～3病棟	
	児童思春期棟	児童思春期部門	一般外来(児童外来、思春期外来)、臨床心理、特別外来療育、管理、児童思春期病棟(児童病床、思春期病床)	

	医療観察病棟	医療観察部門	管理部門、病棟部門	
付属施設	刀根山支援学校分教室		教室、職員室、教材室等	約 500 m ²
	その他		車庫、温室、屋外作業控室、倉庫	
合 計				約 29,000 m ²

イ 整備する病床

病 棟	病床数
緊 急 救 急 病 棟	40床
高度ケア 1～4 病棟	200床
総合治療 1～3 病棟	150床
児童思春期病棟	50床
医療観察病棟	33床
合計	473床

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、病院機構と SPC は事業契約に定める手続き等によって、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的措置に従うものとする。

本事業の契約に関する紛争に係る専属管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、必要な修復その他の適切な措置を講じる。なお、かかる場合における基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) SPC の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業契約締結後で維持管理・運営期間が開始するまでの間において、事業契約に定める一定の事由が発生した場合には、病院機構は SPC に対して改善計画の提出を要求することができる。さらに、SPC の責めに帰すべき事由により、SPC が事業契約に違反し、その違反により事業契約の目的を達することができないと認められる場合等事業契約に定める一定の事由が発生した場合には、病院機構は事業契約を解除することができる。

イ 維持管理・運営期間において、事業契約に定める一定の事由が発生した場合には、病院機構は SPC に対して改善計画の提出を要求することができる。さらに、SPC の責めに帰すべき事由により SPC が事業契約に違反し、その違反により事業契約の目的を達することができないと認められるとき等事業契約に定める一定の事由が発生した場合には、病院機構は、事

業契約を解除することができる。

ウ ア又はイの規定により、病院機構が事業契約を解除した場合は、病院機構は、事業契約書の定めに従い、SPC に対して違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 病院機構の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 病院機構の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、SPC は事業契約を解除することができるものとする。

イ アの規定により、SPC が事業契約を解除した場合、病院機構は、事業契約書の定めに従い、SPC に生じた損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

法令変更又は不可抗力その他病院機構又はSPCのいずれの責めにも帰すことができない事由により、病院機構が本事業の継続が困難又は不要と判断した場合は、病院機構は、SPC と協議の上、事業契約を解除することができる。かかる場合において、病院機構は、SPC に対し、当該解約時までに行ったサービスの対価に一定の調整を加え、一括又は分割で支払う。

2 金融機関と病院機構との協議

本事業の安定的な継続を図るため、病院機構は、一定の事項について、あらかじめSPCに本事業に関する資金を供給する金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

特になし。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

特になし。

また、本事業は、PFI法に基づくSPCが発注する工事等について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づく、「前払金保証制度」及びこれに付随する「金融保証制度」の対象事業であり、入札参加者は当該制度を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、病院機構は当該制度の利用の可否による条件変更は行わない。

なお、当該制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接保証事業会社に問い合わせることとする。

3 その他支援に関する事項

病院機構は、SPC が本事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要な協力を行う。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 現地見学会（第1回）の開催

希望者を対象に、現地見学会を次のとおり開催する。なお、当日、実施方針等についての説明は行わない。

- (1) 開催日時：平成20年10月31日（金）14時
- (2) 集合場所：大阪府立精神医療センター 管理棟4階講堂（現地集合・現地解散）
なお、来院に当たっては、公共交通機関を利用すること。
(<http://www.opho.jp/seishin/map.html> 参照)
- (3) 申込方法：現地見学会への参加希望者は、様式1「現地見学会参加申込書」に必要事項を記載のうえ、申込期限までに電子メールにより申し込みを行うこと。
- (4) 参加者数：各社3名以内とする。
- (5) 申込期限：平成20年10月29日（水）17時必着
- (6) 提出先：同時に公表した様式1～3（エクセルファイル）に示すに示す担当部署の電子メールアドレスまで送信すること。

2 現地見学会（第2回）の開催

入札公告後、現地見学会を、希望者を対象に、開催することを予定している。開催日時、申込方法等詳細については、事前にホームページ等への掲載により公表する。

3 実施方針に対する質問等の受付及び回答の公表

(1) 実施方針に対する質問等の受付

実施方針（添付資料を含む）に対する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。また、病院機構は、提出のあった質問及び意見について、必要に応じてその提出者にヒアリングを行うことがある。

ア 提出方法

電子メールにより、提出すること。電話その他の方法での受付は行わない。

イ 受付期間

平成20年8月8日（金）14時より平成20年8月20日（水）の12時まで

ウ 実施方針に対する質問等の作成方法

実施方針に対する質問及び意見は、この実施方針に添付する様式2「実施方針に対する質問

書」及び様式3「実施方針に対する意見書」を利用して作成すること。

なお、作成は、Microsoft Excel（Microsoft Excel 2000 に対応可能なバージョン）による。

エ 提出先

同時に公表した様式1～3（エクセルファイル）に示す担当部署の電子メールアドレスまで送信すること。

(2) 実施方針に対する質問への回答・公表

質問への回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると病院機構が認めるもの及び本事業に直接関連がない等の理由により回答を要しないと病院機構が認めるものを除き、下記のスケジュールで、ホームページへの掲載により公表を予定している。

平成20年9月上旬

なお、質問に対して訪問、電話などでの個別・直接の回答は行わない。

(3) 実施方針の変更

病院機構は、提出のあった質問等を踏まえて、PFI法第6条に基づく「特定事業の選定」までに実施方針の内容について見直し、変更を行うことがある。実施方針を変更した場合は、ホームページへの掲載により速やかに公表する。

4 情報提供

本事業に関する情報の提供は、ホームページ等への掲載により適宜行う。

5 使用する言語、単位、通貨及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

6 担当部署

大阪府立病院機構 本部事務局 PFI 推進グループ

電話：06（6692）8472（ダイヤルイン）

電子メールアドレス：同時に公表した様式1～3（エクセルファイル）に示す。

大阪府立精神医療センター再編整備の考え方

－ 笑顔と緑、光と風、心安らぐ明るい治療環境の創造 －

治療を受けてよかったと感じられる頼りになる医療を提供する

- 小児から成人までの多様な年齢層を対象に、通常の精神障がいはもとより、重症・難治症例で他の医療機関では対応困難な精神障がいまで、幅広く対応
 - ・ 年齢別・対象患者別に病棟・フロアなどで明確に区分
- 患者や患者の家族が誇りをもって来院できるような、明るく、親しみやすい外観
 - ・ 日照や眺望などへの配慮により、太陽の光や木々の緑、風を感じることでできる施設配置
 - ・ 周辺の環境と調和した、みどり豊かでやすらぎのある空間の創造
 - ・ 府内精神科医療のセンターであることの象徴性と明るさ、親しみやすさとのハーモニーをもった建築空間の創造
- 患者一人ひとりの人生を大切にした、心のこもった質の高い医療サービスが提供できる療養環境
 - ・ 患者の人権とアメニティを重視した診察・入院スペース
 - ・ 確固たる技術とプロフェッショナルとしての自覚を持った医療スタッフ
 - ・ 公的病院として措置入院・緊急措置入院などにも迅速・的確に対応できる診療体制
 - ・ 相談から退院後のデイケア・訪問看護サービスまでをトータルにサポート
 - ・ 患者やスタッフの利便性・機動性を考慮した機能的・効率的な施設配置

府域における精神医療の中心的な病院として精神医療水準の向上に貢献する

- 医療スタッフの研修・実習及び臨床研修の場の提供
 - ・ 多様な研究・研修に対応できる研究・研修スペースの充実
 - ・ 臨床研修医や看護実習生などの積極的な受入れ
 - ・ 精神医療分野におけるモデル的な治療法等に関する調査・研究
- 府域における精神医療水準向上のための関係機関との連携強化
 - ・ 精神医療の正しい知識や技術を普及するための研修会等への講師派遣
 - ・ 大学や学会との学術交流や共同事業などの実施
 - ・ 精神鑑定や治療相談など、司法精神医学への協力

〔別紙2〕

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抜粋）

第25条① 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

③ 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

第26条① 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第41条⑤ 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りではない。

第83条③ 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

第85条① 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

- 一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

② 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

第93条 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

〔別紙3〕

遵守すべき関係法令等

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法：平成11年法律第117号）
- ・医療法（昭和23年法律第205号）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・薬事法（昭和35年法律第145号）
- ・老人保健法（昭和57年法律第80号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・結核予防法（昭和26年法律第96号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・河川法（昭和39年法律第167号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法：平成12年法律第104号）
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法：平成6年法律第44号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・土壌汚染防止法（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
- ・大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年大阪府条例第 1 号）
- ・大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・枚方市開発事業等の手続等に関する条例、同施行規則(平成 17 年枚方市条例第 46 号)
- ・枚方市環境影響評価条例（平成 4 年枚方市条例第 29 号）
- ・枚方市都市計画形成要領その他関連条例等
- ・枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和 37 年枚方寝屋川消防組合条例第 44 号）
- ・その他、本事業に係る法令等（施行令、条例、規則等を含む。）

〔別紙4〕

地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（抜粋）

第3条④ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

第14条① 契約責任者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第41条第3項本文、又は第4条第1項、第11条第1項若しくは第12条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

② 契約責任者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

③ 契約責任者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

④ 契約責任者は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

⑤ 総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第5条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

⑥ 第2項の規定により落札者を決定しようとする場合は、第11条第2項の規定を準用する。

第19条① 会計規程第41条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

九 落札者が契約を締結しないとき。

③ 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

現地見学会参加申込書

大阪府立精神医療センター再編整備事業の現地見学会への参加を申し込みます。

企 業 名		
部 署		
連絡責任者の役職・氏名		
郵便番号・住所		
電話番号		
F A X 番号		
電子メールアドレス		
参加者氏名		
参加者1	所属	
	氏名	
参加者2	所属	
	氏名	
参加者3	所属	
	氏名	

※ 現地説明会への参加者は、各社3名以内とします。

様式2

平成20年 月 日

実施方針に対する質問書

大阪府立精神医療センター再編整備事業に係る実施方針について、以下のとおり質問を提出します。

企 業 名	
部 署	
連絡責任者の役職・氏名	
郵便番号・住所	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

No.	資料名	該当箇所						タイトル	質問
		頁	項						
1	〈記入例〉 実施方針	10	第2	3	(3)	ア	業務を行う者の 資格等要件		
2									
3									
4									

※1 行が不足する場合は、適宜増やすこと。

※2 Microsoft Excel により作成すること。

※3 タイトルは、該当箇所の本文中のタイトルを記載すること。

実施方針に対する意見書

大阪府立精神医療センター再編整備事業に係る実施方針について、以下のとおり意見を提出します。

企 業 名	
部 署	
連絡責任者の役職・氏名	
郵便番号・住所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

No.	資料名	該当箇所						タイトル	意見
		頁	項						
1	〈記入例〉 実施方針	10	第2	3	(3)	ア		業務を行う者の資格等要件	
2									
3									
4									

※1 行が不足する場合は、適宜増やすこと。

※2 Microsoft Excel により作成すること。

※3 タイトルは、該当箇所の本文中のタイトルを記載すること。

想定されるリスク分担（案）

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			病院 機構	SPC	
選定段階	契約リスク	病院の要因により選定事業者と契約が結べない、または契約手続に時間を要する場合	○		
		事業者の要因により病院と契約が結べない、または契約手続に時間を要する場合		○	
		上記以外のもの	○	○	
全段階共通	病院が提供した情報に係るリスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	○		
	資金調達リスク	病院の資金調達に関するもの	○		
		事業者の資金調達に関するもの		○	
	制度関連 リスク	政策変更リスク	政策変更により、事業が変更、中断ないし中止される場合	○	
		法制度リスク	法制度の変更、新設 (本事業に直接関連するもの)	○	
			法制度の変更、新設 (上記以外のもの)		○
		許認可リスク	病院が取得すべき許認可の遅延や取得できない場合	○	
			事業者が取得すべき許認可の遅延や取得できない場合		○
		税制度リスク	事業者の運営や利益に係る税の変更・新設		○
	上記以外の税の変更・新設		○		
	社会 リスク	住民等対応リスク	事業そのものに対する反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	○	
			事業者が行う提案内容に起因する反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの		○
		周辺影響対策リスク	事業者の要因による騒音、振動、有害物質の排出・漏洩等の周辺への影響対策		○
上記以外の要因による騒音、振動、有害物質の排出・漏洩等の周辺への影響対策			○		
第三者賠償リスク		事業者の要因により、業務の実施に起因して第三者に損害を及ぼした場合（施設の劣化及び維持管理の不備による事故に起因するものも含む）		○	
		上記以外の要因により、業務の実施に起因して第三者に損害を及ぼした場合	○		
債務不履行リスク	病院の債務不履行に起因する事業の中断・中止	○			
	事業者の債務不履行に起因する事業の中断・中止		○		
不可抗力リスク		施設引渡し前における自然災害、戦争、暴動、テロ等の不可抗力のうち、保険で対応できる範囲のもの		○	
		施設引渡し前における自然災害、戦争、暴動、テロ等の不可抗力のうち、保険で対応できる範囲外のもの	○	△	
		施設引渡し後の自然災害、戦争、暴動、テロ等の不可抗力による施設への影響	○	△	
		自然災害、戦争、暴動、テロ等の不可抗力による維持管理・医療関連サービス業務等への影響のうち、保険で対応できる範囲外のもの	○	△	
設計・建設・移転段階	測量・調査リスク	病院が実施した測量・調査に関するもの	○		
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○	
	埋蔵文化財リスク	事業用地内で病院による事前調査以外に新たな遺構・遺物が発見された場合	○		
	設計リスク	事業者の要因による設計協議の長期化や設計変更に伴う遅延、工事費増大		○	
		上記以外の要因による設計協議の長期化や設計変更に伴う遅延、工事費増大	○		
用地リスク	事業用地の瑕疵（土壌汚染を含む）に関するもの	○			
	事業用地以外に、資材置場等の用地が別途必要な場合の当該用地の瑕疵（当該用地を確保できないことを含む）に関するもの		○		

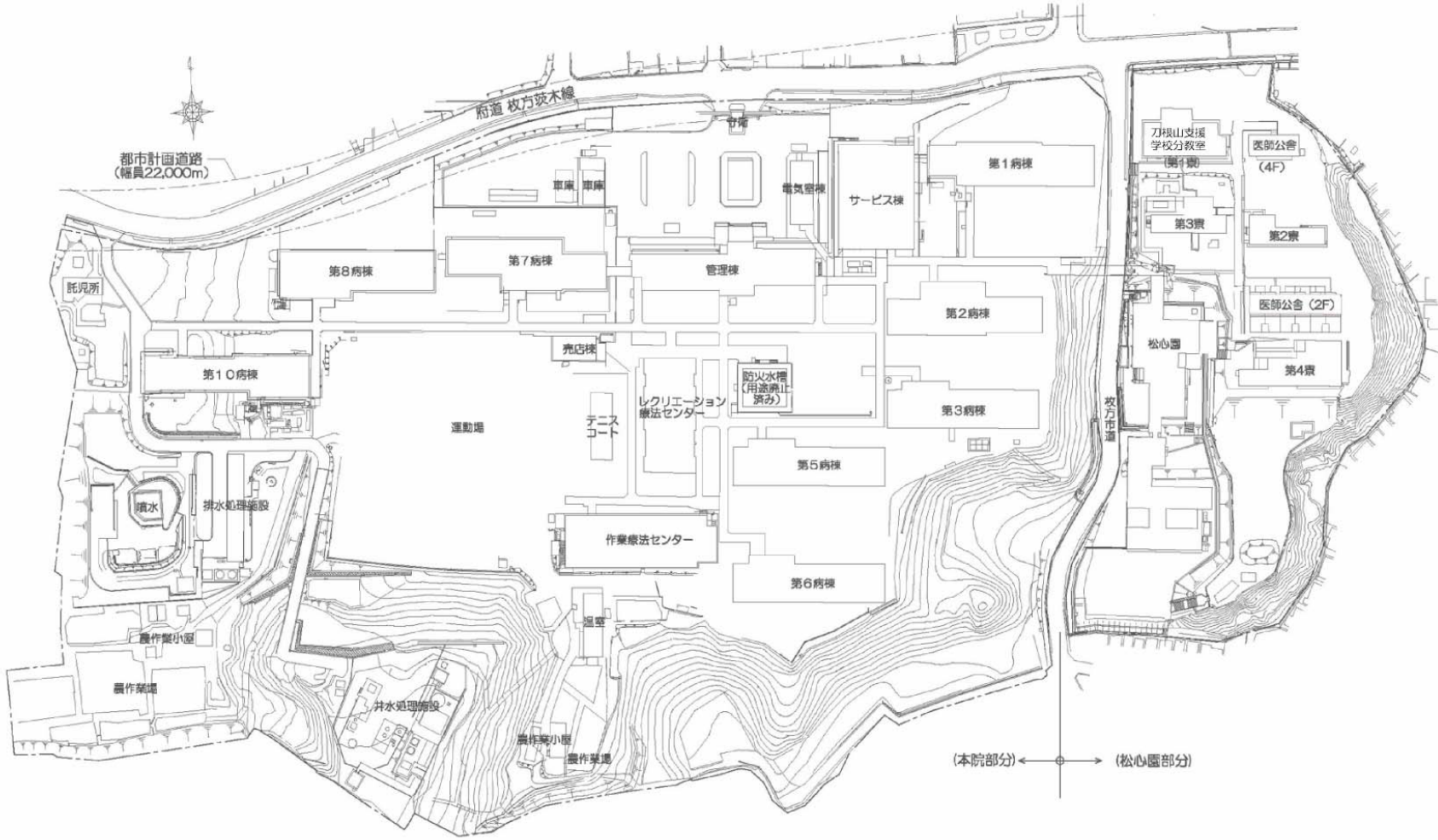
	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			病院 機構	SPC	
設計・建設・移転段階	建設 リスク	工事遅延リスク	事業者の要因による工事遅延、工事費増大		○
		工事費増大リスク	上記以外の要因による工事遅延、工事費増大	○	
		工事監理リスク	工事監理の不備に関するもの		○
		工期・工程の変更 リスク	事業者の要因による工期・工程の変更		○
			上記以外の要因による工期・工程の変更	○	
		性能未達リスク	施設の要求性能不適合に関するもの		○
		施設損傷リスク	事業者が適切な管理を実施しているにも関わらず、施設引渡し前に患者の行為等で発生した施設損傷のうち、保険でカバーできる範囲内のもの		○
			事業者が適切な管理を実施しているにも関わらず、施設引渡し前に患者の行為等で発生した施設損傷のうち、保険でカバーできる範囲外のもの。既存施設（井戸本体及び水槽）を利用した場合で、当該既存施設の不具合発生によるものも含む	○	
			上記以外の施設損傷に関するもの		○
	物価変動リスク	インフレ・デフレ	○	○	
	金利変動リスク	割賦利息を構成する基準金利の変動	○		
移転遅延リスク	事業者の要因によるもの		○		
	上記以外の要因によるもの	○			
維持管理・運営段階	支払遅延・不能リスク	病院の支払い遅延・不能に関するもの	○		
	維持管理・医療関連サービス リスク	計画変更リスク	事業者の要因によるもの		○
		要求水準変更リスク	上記以外の要因によるもの	○	
		性能未達リスク	維持管理・医療関連サービス業務等に係る要求水準不適合に関するもの		○
		施設損傷リスク	事業者の要因による施設の損傷		○
			上記以外の要因により、要求水準に示した内容では防止が困難な施設の損傷のうち、保険で対応できる範囲外のもの	○	
			上記以外のもの		○
		施設瑕疵リスク	施設の瑕疵担保期間（施設の引渡しから5年）における瑕疵		○
			施設の瑕疵担保期間経過後で、かつ、施設の引渡しから10年以内に判明した事業者の故意または重過失による瑕疵、並びに構造耐力上主要な部分及び雨水浸入を防止する部分における瑕疵		○
	上記以外の要因によるもの		○		
	維持管理費用増嵩 リスク	事業者の要因によるもの		○	
上記以外の要因によるもの		○			
医療関連サービス 費用リスク	患者数等の変動に伴う費用の増減に関するもの	○	△		
利便施設リスク	売店等、営利施設の運営に関するもの		○		
物価変動リスク	インフレ・デフレ	○	○		
金利変動リスク	金利の変動		○		

○：主分担、△従分担

位置図



現況図



仮病棟等想定計画図

